

産後ケアを拡充します！

～10月から自己負担を軽減、多胎児家庭への支援も拡充します～

千葉市では、産後の母親と乳児を対象に助産師等の看護職による心身のケアや育児指導を行う産後ケア事業により、産後に安心して育児に取り組めるよう支援しています。

このたび、産後ケア制度を見直し、10月から自己負担額の引き下げと多胎児家庭への利用上限日（回）数を拡大しますので、お知らせします。

1 趣旨

産後の母親の心身のケアや育児をサポートすることにより、心身の安定を図り、育児不安を軽減し、産後、安心して子育てできるよう支援します。

利用者の経済的負担を軽減することや、多胎児家庭への身体的・精神的負担の軽減を図り、より利用しやすい産後ケア事業へと見直しを行います。

2 拡充内容

（1）自己負担額

市民税課税世帯の自己負担額を利用料の20%から10%、市民税非課税世帯の自己負担額を利用料の10%から5%にそれぞれ減額します。（生活保護世帯は変更なし）

自己負担額の上限	宿泊型 1泊2日の場合	日帰り型 1回あたり	訪問型 1回あたり
市民税課税世帯	5,600円 (11,200円)	2,000円 (4,000円)	1,100円 (2,200円)
市民税非課税世帯	2,800円 (5,000円)	1,000円 (2,000円)	550円 (1,100円)
生活保護世帯	600円	300円	無料

※上段は減額後、下段かっこ内は減額前の自己負担額

（2）多胎児の利用上限日数（回数）

これまで単胎児と同じであった上限日数（回数）を7日（回）から10日（回）に拡大します。（単胎児は変更なし）

利用上限日（回）数	宿泊型	日帰り型	訪問型
多胎児	10日 (7日)	10回 (7回)	10回 (7回)
単胎児	7日	7回	7回

※上段は変更後、下段かっこ内は変更前の利用上限日数（回数）

（3）開始時期

令和7年10月1日（水）

3 事業概要

(1) 利用対象者

本市に住所を有する乳児およびその母親で、次のいずれかに該当する者

ア 宿泊型および日帰り型は、産後 5 カ月未満の母子であること

ただし、乳児が在胎 3 7 週未満に出生した場合は、出産予定日を基準とした修正月齢で生後 5 カ月未満まで

イ 訪問型は、産後 1 年未満の母子であること

(2) 産後ケアの種類

ア 宿泊型 産科医療機関や助産所・助産院への宿泊

イ 日帰り型 産科医療機関や助産所・助産院を日帰りで利用（概ね 6 ~ 7 時間程度）

ウ 訪問型 助産師がご自宅へ訪問（概ね 90 分程度）

(3) サービス提供内容

ア 母親へのケア

・健康状態のチェック

・産後の生活のアドバイス

・乳房ケア

・育児相談

・沐浴、抱き方、授乳指導

・休息（宿泊型・日帰り型）など

イ 赤ちゃんへのケア

・身体計測

・発育状態の観察 など

(4) 利用の流れ

ア 在住区の健康課に母子健康手帳等の必要書類を揃えて申請

※出産予定日の 3 カ月前から申請可能

イ 面接（体調や心配なことなどについて状況を伺う）

※申請時に窓口面接または ZOOM を使用したオンライン面接

ウ 市から産後ケア事業登録証を発送

エ 利用希望日の決定後、利用希望の施設へ直接予約

4 周知

・ちば市政だより 10 月号

・市ホームページ

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/shien/r7sangokea.html>

